

# 福井県農林漁業における環境負荷低減事業活動実施計画等の認定要領

制 定 令和5年3月30日

改 正 令和6年1月22日

## 第1 趣旨

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）第19条および第20条の規定による「環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定および変更等ならびに法第21条および第22条の規定による「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「特定活動実施計画」という。）の認定および変更等について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号）、「福井県農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」（令和4年3月福井県・県内17市町共同策定。以下「基本計画」という。）および「福井県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年4月1日策定。以下「エコファーマー指針」という。）に定めるもののほか、この要領による。

## 第2 実施計画または特定活動実施計画の作成

- 1 実施計画または特定活動実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画または特定活動実施計画は、次の表の左欄に掲げる農林漁業者については、それぞれ同表の右欄に掲げる別記様式による。

法第2条第4項第1号の事業活動のうち主にエコファーマー指針に基づく生産方式の導入についての実施計画（以下「エコファーマー実施計画」という。）の認定を受けようとする農業者	別記様式第1号
上欄以外の事業活動についての実施計画の認定を受けようとする農林漁業者	別記様式第2号
特定活動実施計画の認定を受けようとする農林漁業者（基本計画第IVの表の左欄に規定する区域において、それぞれ同表の右欄に規定する事業活動を行おうとする者に限る。）	別記様式第3号

- 2 法第23条から第30条までに掲げる農業改良資金融法（昭和31年法律第102号）等の特例または法および租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく課税の特例のいずれかの措置（以下「特例措置」という。）の適用を受けようとする場合は、別記様式第4号を作成するものとする。
- 3 実施計画または特定活動実施計画は、農林漁業者の組織する団体が作成することができる。この場合、構成員等（法第2条第3項に規定する構成員等をいう。）が、環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動（以下「環境負荷低減事業活動等」という。）の実施に当たって、特例措置を活用する場合にあっては、当該事項についても、団体が作成する計画に含めることができる。
- 4 前項の場合においては、第1項および第2項の規定にかかわらず、別途様式を用いる

ことができる。この場合、別記様式第1号から第4号までに掲げる記載項目を満たす必要があることに留意し、事前に第3の4の提出先に相談するものとする。

### 第3 実施計画または特定活動実施計画の認定の申請

- 1 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、別記様式第5号に第2の実施計画その他必要な書類を添付して、知事の認定を申請するものとする。
- 2 特定活動実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、別記様式第6号に第2の特定活動実施計画その他必要な書類を添付して、知事の認定を申請するものとする。
- 3 前2項の申請は、農林漁業者の組織する団体がまとめて申請することができる。この場合においては、前2項の規定にかかわらず、別途様式を用いることができる。
- 4 前3項の申請の提出先は、主に環境負荷低減事業活動等を行おうとする分野および区域ごとに、以下の表に定めるとおりとする。なお、主に環境負荷低減事業活動等を行おうとする区域が複数にまたがる場合は、農業（畜産業を含む）にあつては本庁流通販売課、林業にあつては本庁県産材活用課、水産にあつては本庁水産課へ提出することができる。

分野	区域	
	嶺北	嶺南
農業（畜産業を含む。）および林業	各農林総合事務所	嶺南振興局
水産	本庁水産課	嶺南振興局

### 第4 認定基準

実施計画または特定活動実施計画の認定を行う際の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 目標および環境負荷低減事業活動等の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であつて、基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- (2) 環境負荷低減事業活動等を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動等に取り組む、環境負荷低減事業活動等に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めているなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。特定活動実施計画については、集団または相当規模で行われ、地域における環境負荷低減の効果を高める取組みと認められること。
- (4) 環境負荷低減事業活動等に伴う労働負荷または生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持または向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (5) 導入する設備等が、目標および環境負荷低減事業活動等の内容と整合のとれた種類および規模となっていること。
- (6) 環境負荷低減事業活動等を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (7) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動等が確実に実施できるものとなっていること。
- (8) 環境負荷低減事業活動等の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環

- 境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (9) 特例措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

## 第5 実施計画または特定活動実施計画の認定

- 1 知事は、申請された実施計画または特定活動実施計画の認定審査に当たっては、第4の認定基準、法第19条第5項および第21条第5項、規則ならびに基本方針ならびにエコファーマー指針（エコファーマー実施計画ならびにエコファーマー実施計画以外の実施計画および特定活動実施計画のうちエコファーマー指針に基づく生産方式の導入を含むもの（以下「エコファーマー実施計画等」という。）の認定審査に限る。）に則して行う。
- 2 知事は、特定活動実施計画を認定しようとするときは、別記様式第7号に当該特定活動実施計画の写しを添付して、当該特定活動実施計画の実施区域をその区域に含む市町の長の意見を聞く。この場合、当該市町の長は、別記様式第8号により知事に意見を述べるものとする。
- 3 知事は、申請のあった実施計画または特定活動実施計画を認定した場合にあっては、第3の4の提出先を通じ、申請者に対し、実施計画にあっては別記様式第9号、特定活動実施計画にあっては別記様式第10号により、通知する。エコファーマー実施計画等の認定にあっては、別記様式第11号による認定証をあわせて交付する。
- 4 前項の別記様式第11号による認定証を交付する場合にあって、申請者が団体の場合にあっては、申請者からの求めに応じて、当該団体の構成員に認定証を交付することができる。
- 5 前項の場合、知事は、特定活動実施計画については当該特定活動実施計画の実施区域をその区域に含む市町の長に対し別記様式第12号により通知するものとする。
- 6 知事は、申請のあった実施計画または特定活動実施計画を認定しない場合にあっては、第3の4の提出先を通じ、申請者に別記様式第13号により通知するものとする。

## 第6 認定計画の変更

- 1 第5の3の認定を受けた農林漁業者（以下「認定農林漁業者」という。）が当該認定に係る実施計画または特定活動実施計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、別記様式第14号により知事に変更を申請するものとする。変更申請書には、変更後の実施計画または特定活動実施計画および変更前の認定計画の第7の2の実施状況報告書その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 認定計画の変更の認定審査に当たっては、第5の手続きを準用する。
- 3 認定農林漁業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第15号により、知事に届け出るものとする。なお、軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）の変更
  - (2) 環境負荷低減事業活動等の実施期間の6月以内の変更
  - (3) 環境負荷低減事業活動等を実施するために必要な資金の額およびその調達方法の変更であって、当該資金の額について10パーセント未満の増減を伴うもの
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の名称または地番の変更その他の認定計画の内

容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

## 第7 認定計画の認定の取消し

- 1 知事は、認定農林漁業者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動等を行っていないと認めるときまたは認定時において申請者からの詐術その他により認定要件を満たしていなかったこと等の瑕疵が後ほど明らかになった場合には、当該計画の認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、認定を取り消す場合には、第3の4の提出先を通じ、認定農林漁業者に対し、別記様式第16号により、通知する。

## 第8 実施状況の報告の徴収

- 1 知事は、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 認定農林漁業者は、知事から実施状況報告を求められた場合、別記様式第17号により、知事へ報告するものとする。

## 第9 その他

その他必要な事項については、別途定める。

### 附 則

- 1 この要領は、令和5年3月30日から施行する。
- 2 福井県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領（平成12年4月1日策定。次項において「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧要領の適用については、なお従前の例による。

### 附 則

この要領は、令和6年1月22日から施行する。

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画  
（エコファーマー実施計画）

1 申請者等の概要（耕種農家）

申請者（代表者）	
①氏名または名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
②住所または主たる事務所の所在地：	市/町
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	
申請者	
①氏名または名称：	
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：	）
②住所または主たる事務所の所在地：	市/町
③連絡先	
・電話番号：	
・E-mailアドレス：	
・担当者名：	

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」および「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 エコファーマー指針に基づく生産方式の導入に関する事項

(1) 農業経営の概況および実施体制

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経営面積	a	a	a	a	a
実施体制	農業従事者 人（うち専従者 人）				

(2) エコファーマー指針に基づく生産方式の導入計画

作物名		現状	目標年度		
			( 年 )		
生産方式導入作物		生産方式導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		生産方式導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		生産方式導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
		生産方式導入面積	a	a	
		全作付面積	a	a	
	生産方式導入合計		生産方式導入面積	a	a
			全作付面積	a	a
	その他作物 ( )		a	a	
	合計		a	a	
(課題と取組)					

- 注1 目標年度には、エコファーマー指針に基づく生産方式の導入の実施期間の最終年を記載すること。最終年は5年間を目途に定めること。
- 2 作付面積には、借入地面積（受託地面積）を含む。
- 3 面積は延べ作付面積で記入すること。

(3) エコファーマー指針に基づく生産方式

作物名		現状		目標	
		収量	kg/10a	kg/10a	kg/10a
土づくり技術		資材名 ・ 施用量	t/10a	t/10a	t/10a
<input type="checkbox"/> 堆肥等有機質資材施用技術 <input type="checkbox"/> 緑肥作物利用技術 <input type="checkbox"/> その他 ( )			C/N比	C/N比	C/N比
		窒素量	KgN/10a	KgN/10a	KgN/10a
化学肥料低減技術（施肥技術）		資材名 ・ 使用量	kg/10a	kg/10a	kg/10a
<input type="checkbox"/> 局所施肥技術 <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料施用技術 <input type="checkbox"/> 有機質肥料施用技術 <input type="checkbox"/> その他 ( )			化学性窒素量	KgN/10a	KgN/10a
化学合成農薬低減技術（防除技術）		資材名 ・ 使用回数 (延成分数)	回	回	回
<input type="checkbox"/> 機械除草技術 <input type="checkbox"/> 除草用動物利用技術 <input type="checkbox"/> 生物農薬利用技術 <input type="checkbox"/> 対抗植物利用技術 <input type="checkbox"/> 被覆栽培技術 <input type="checkbox"/> フェロモン剤利用技術 <input type="checkbox"/> マルチ栽培技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒技術 <input type="checkbox"/> 抵抗性品種栽培・台木利用技術 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒技術 <input type="checkbox"/> 光利用技術 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒技術 <input type="checkbox"/> その他 ( )			総使用回数 (延成分数)	回	回

注1 各技術において、導入する技術にチェック（レ）をつけること。

2 「現状」には、申請者の直近の使用量または、地域の慣行的な生産方式に基づく使用量などを記載すること。

(4) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状	目標
	(年 月期)	(年 月期)
ア：経営規模	ha	ha
イ：売上高	円	円
ウ：経営費（生産コスト）	円	円
エ：所得（イーウ）	円	円

注1 エコファーマー指針に基づく生産方式を導入しない部分も含め、農業経営の全体で記載すること。

2 「ア：経営規模」には、農業経営全体の経営面積や生産量、労働力等の現状値および目標値をそれぞれ記載すること。

3 「エ：所得」には、農業所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値および目標値について記載すること。

4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

3 エコファーマー指針に基づく生産方式の導入に必要な資金の額およびその調達方法  
エコファーマー指針に基づく生産方式の導入にあたって必要な資金がある場合には、その額および調達方法を別記様式第4号に記載し、添付すること。

4 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別記様式第4号に記載し、添付すること。

5 エコファーマー指針に基づく生産方式の導入に当たっての配慮事項

本計画に基づくエコファーマー指針に基づく生産方式の導入の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

悪臭および害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

廃棄物の発生抑制、適正な循環利用および適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

生産情報の記録および保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

[添付資料]

- (1) エコファーマー指針に基づく生産方式を導入する作物を栽培するほ場の位置が判る地図（各ほ場で栽培する作物名が判るようにすること。）
- (2) エコファーマー指針に基づく生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 申請者等の概要

申請者(代表者)
①氏名または名称: (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名:            ) ②住所または主たる事務所の所在地: ③連絡先 ・電話番号: ・E-mailアドレス: ・担当者名: ④業種: <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
申請者
①氏名または名称: (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名:            ) ②住所または主たる事務所の所在地: ③連絡先 ・電話番号: ・E-mailアドレス: ・担当者名: ④業種: <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
関連措置実施者(法第19条第3項に規定する措置を含める場合)
①氏名または名称: (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名:            ) ②住所または主たる事務所の所在地: ③連絡先 ・電話番号: ・E-mailアドレス: ・担当者名: ④業種: <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 資材製造業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品流通業 <input type="checkbox"/> その他(            )

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」および「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック(レ)を付けること。「その他」の場合には、事業内容を()内に記載すること。

## 2 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

### (1) 農林漁業経営の概況

注1 現状の経営規模(経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量)や経営類型(主な品目、畜種等)、労働力等の概況について簡潔に記載すること。

2 農業にあっては、環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

### (2) 環境負荷低減事業活動の類型

- a.有機質資材の施用による土づくりおよび化学肥料・化学農薬の使用減少
- b.温室効果ガスの排出の量の削減
- c.土壌を使用しない栽培技術の実施および化学肥料・化学農薬の使用減少
- d.家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- e.餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- f.土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地または採草放牧地への施用
- g.生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制または化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- h.化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック(レ)を付けること。

### (3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状および課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

### (4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間:令和 年 月 ~ 令和 年 月(目標年度)

注 5年間を目途に定めること。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容および目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

<input type="checkbox"/> エコファーマー指針に基づく生産方式の導入を含む場合には、左記チェック(☑)すること			
作物名		現 状	目 標
		収 量	kg/10a
土づくり技術 <input type="checkbox"/> 堆肥等有機質資材施用技術 <input type="checkbox"/> 緑肥作物利用技術 <input type="checkbox"/> その他( )		資材名 ・施用量  t/10a C/N比	t/10a C/N比
		窒素量	KgN/10a
化学肥料低減技術(施肥技術) <input type="checkbox"/> 局所施肥技術 <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料施用技術 <input type="checkbox"/> 有機質肥料施用技術 <input type="checkbox"/> その他( )		資材名 ・使用量  kg/10a	kg/10a
		化学性窒素量	KgN/10a
化学合成農薬低減技術(防除技術) <input type="checkbox"/> 機械除草技術 <input type="checkbox"/> 除草用動物利用技術 <input type="checkbox"/> 生物農薬利用技術 <input type="checkbox"/> 対抗植物利用技術 <input type="checkbox"/> 被覆栽培技術 <input type="checkbox"/> フェロモン剤利用技術 <input type="checkbox"/> マルチ栽培技術 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒技術 <input type="checkbox"/> 抵抗性品種栽培・台木利用技術 <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒技術 <input type="checkbox"/> 光利用技術 <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒技術 <input type="checkbox"/> その他( )		資材名 ・使用回数 (延成分数)  回	回
		総使用回数 (延成分数)	回
上記取組の面積合計		a	a

注1 各技術において、導入する技術にチェック(☑)をつけること。

2 「現状」には、申請者の直近の使用量または、地域の慣行的な生産方式に基づく使用量などを記載すること。

3 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容(導入する生産方式)	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「類型」には3(2)で選択した類型のアルファベットを記載すること。

3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

#### (6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名:	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア:経営規模		
イ:売上高		
ウ:経営費(生産コスト)		
エ:所得(イーウ)		

注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。

2 「ア:経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値および目標値をそれぞれ記載すること。

3 「エ:所得」には、農林漁業の所得(法人その他の団体にあつては営業利益)の現状値および目標値について記載すること。

4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

#### (7) 環境負荷低減事業活動の実施体制

注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制および人員について記載すること。

2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

### 3 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額およびその調達方法

環境負荷低減事業活動の実施にあたって必要な資金がある場合には、その額および調達方法を別記様式第4号に記載し、添付すること。

### 4 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別記様式第4号に記載し、添付すること。

### 5 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック(レ)を付けること。

#### 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

#### 適正な防除

病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

#### エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

#### 悪臭および害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

#### 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用および適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

#### 生産情報の記録および保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

#### 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

(添付書類)

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- 関連措置実施等がある場合には、関連措置実施者が行政庁の許認可等を必要とする事業を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類またはその許認可等の申請の状況を明らかにした書類



### 3 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

#### (1) 農林漁業経営の概況

--

- 注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、特定環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

#### (2) 特定環境負荷低減事業活動の類型

<input type="checkbox"/>	A.有機農業の生産活動
<input type="checkbox"/>	B.廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
<input type="checkbox"/>	C.環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
↳	<input type="checkbox"/> a.有機質資材の施用による土づくりおよび化学肥料・化学農薬の使用減少
	<input type="checkbox"/> b.温室効果ガスの排出の量の削減
	<input type="checkbox"/> c.土壌を使用しない栽培技術の実施および化学肥料・化学農薬の使用減少
	<input type="checkbox"/> d.家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	<input type="checkbox"/> e.餌料等の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	<input type="checkbox"/> f.土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地または採草放牧地への施用
	<input type="checkbox"/> g.生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出もしくは流出の抑制または化石資源由来のプラスチックの使用量削減
	<input type="checkbox"/> h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

- 注1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。
- 2 C.の場合、当該取組がa.～h.のうちどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

#### (3) 特定環境負荷低減事業活動の推進方向

--

- 注1 特定環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状および課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 ①生産または流通・販売の方式の共通化、②地域における特定環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所の下線を付すこと。
- 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う特定環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：      年      月    ~      年      月 (目標年度)
---

注 5年間を目途に定めること。

(5) 特定環境負荷低減事業活動の内容および目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

<input type="checkbox"/>	エコファーマー指針に基づく生産方式の導入を含む場合には、左記チェック(☑)すること	
品目	実施内容 (導入する生産方式)	資材の使用量等
	(有機質資材の施用)	(現状)
		(目標)
	(化学肥料の施用減少)	(現状)
		(目標)
	(化学農薬の使用減少)	(現状)
		(目標)
特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)	
	(目標)	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰返し設けて記載すること。

2 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。

3 「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容(施用時期、施用方法、C/N比等)を記載すること。

4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材および化学肥料については1作当たりの施用量(t/10a等)、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量(l/10aまたはkg/10a等)を記入すること。

5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壌診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式） (内容)	資材の使用量等 (現状)
			(目標)
		特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 「類型」には3(2)で選択した類型のアルファベットを記載すること。  
 3 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。  
 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

#### (6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注1 特定環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。  
 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値および目標値をそれぞれ記載すること。  
 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値および目標値について記載すること。  
 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。  
 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

#### (7) 特定環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注1 特定環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制および人員について記載すること。  
 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。  
 3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

#### 4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額およびその調達方法

特定環境負荷低減事業活動の実施にあたって必要な資金がある場合には、その額および調達方法を別記様式第4号に記載し、添付すること。

#### 5 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別記様式第4号に記載し、添付すること。

#### 6 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

##### 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

##### 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

##### エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

##### 悪臭および害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

##### 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用および適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

##### 生産情報の記録および保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

##### 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

**【その他記入欄】**

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

**(添付書類)**

申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

<申請者>

- 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表および損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

<関連措置実施者>（関連措置実施者がいる場合に限る。）

- 関連措置実施者が法人である場合にあっては、その定款またはこれに代わる書面
- 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織および運営に関する定めを記載した書類
- 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表および損益計算書（これらの書類が無い場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 関連措置実施者が行政庁の許認可等を必要とする事業を行う場合にあっては、その許認可等を受け付けていることを証する書類またはその許認可等の申請の状況を明らかにした書類









(別表 4)

農業改良措置に関する事項  
(法第 23 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：
-----

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称および代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標および内容

区分	農業改良措置の目標および具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

- 注 1 当該措置の内容が該当する区分にチェック (レ) を付けること。  
2 別紙に記載した環境負荷低減事業活動等のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。  
3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。  
4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標および具体的な内容」に品質・収量またはコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額およびその調達方法

	○年度 ( 年 月期)				
① 設備投資額					
② 運転資金額					
③ 資金調達額合計 (① +②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 別表 1 と整合するように記載すること。

(別表 5 - 1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項  
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 法人その他の団体の場合は、「氏名」には「名称および代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日 (法人の場合は法人の設立年月日)

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他( )			
経営規模	区	分	現 状	目 標 ( 年度)
	飼養頭羽数		頭 羽	頭 羽

2 家畜排せつ物の利用の現状および目標等

(1) 家畜排せつ物の管理および利用方法の概要 (現状および目標)

現 状	目 標 ( 年度)

注 実施計画または特定活動実施計画に記載した環境負荷低減事業活動等のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

## (2) 管理方法

	現 状	目 標 ( 年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t / 年	t / 年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ( )		
②の合計		
③堆肥製造量		
うち環境負荷低減事業活動等 に関する堆肥製造量		
④堆肥販売量		
うち環境負荷低減事業活動等 に関する堆肥販売量		

注1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち環境負荷低減事業活動等に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち実施計画または特定活動実施計画に記載した環境負荷低減事業活動等に関する量を記載すること。

## (3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

### 3 処理高度化施設の整備の内容、方法および実施時期

#### (1) 処理高度化施設の整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

##### 【講ずる措置の類型】

- 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
- 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
- その他家畜排せつ物の管理適正化および利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成または取得

事業内容		施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現状	目標(年度)			
施設 ・ 機 械 の 種 類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する 施設名	その施設の所有者 施設の設置場 所	種類	支払料(千円) 利用期間(年～年)	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名(現物出資の場合のみ)	出資額または現物取得に 必要な事業費(千円)
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別表1に記載すること。

(別表5-2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項  
(法第26条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称： 代表者の氏名：
----------------

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

--

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理および利用状況

(申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 氏	所 名	飼養家畜の種類・頭羽数	家畜排せつ物の管理および利用の 現状

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理および利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動等に関する製造量）および販売量（うち環境負荷低減事業活動等に関する販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状および目標

(1) 家畜排せつ物の管理および利用方法の概要（現状および目標）

現 状	目 標 ( 年度)

注 実施計画または特定活動実施計画に記載した環境負荷低減事業活動等のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理および利用量

		現 状	目 標 ( 年度)
①家畜排せつ物の管理量		t / 年	t / 年
家畜頭数換算	牛	頭	頭
	豚	頭	頭
	鶏	羽	羽
	馬	頭	頭
	その他 ( )	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量		t / 年	t / 年
	うち環境負荷低減事業活動等に関係する堆肥製造量	t / 年	t / 年
③ 堆肥販売量		t / 年	t / 年
	うち環境負荷低減事業活動等に関係する堆肥販売量	t / 年	t / 年

注1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動等に関係する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち実施計画または特定活動実施計画に記載した環境負荷低減事業活動に関係する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 共同利用施設の整備の内容および実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2)に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
	現 状	目 標 ( 年度)			
施設・機械の種類			別表2 に記載	別表2 に記載	
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね5年後とする。

4 資金の調達方法

別表1に記載すること。

(別表6)

食品等流通合理化事業に関する事項  
(法第27条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称および代表者の氏名」を記載すること。

2 食品等流通合理化事業の目標

注 環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造もしくは加工または当該農林水産物および当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該食品等流通合理化事業を実施しようとする背景となる事情、食品等流通合理化事業の実施により実現を目指す姿、目標数値等を定量的または定性的に記載すること。

3 食品等流通合理化事業の内容および実施時期

(1) 食品等流通合理化事業の内容

実施計画または特定活動実施計画に記載すること。また、当該内容に該当する以下の「講ずる措置の類型」にチェック(レ)を付けること(複数選択可)。

【講ずる措置の類型】

- 流通の効率化(イ)
- 品質管理および衛生管理の高度化(ロ)
- 情報通信技術その他の技術の利用(ハ)
- 国内外の需要への対応(ニ)
- その他食品等の流通の合理化のために必要な措置(ホ)

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

実施計画または特定活動実施計画と異なる場合は記載すること。

年度 ~ 年度

注 食品等流通合理化事業の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所または卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所または卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始(開設)年月日：
- ④ 事業内容：

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資  
別表2に記載すること。

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額およびその調達方法  
別表1に記載すること。

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展および  
一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該食品等流通合理化事業により実現される食品等の流通の合理化（食品等の流通の経費の削減または食品等の価値の向上もしくは新たな需要の開拓）が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業の成長発展および一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的または定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表および損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

## 6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品等生産製造提携型施設		別表6-1
食品等生産販売提携型施設		別表6-2
卸売市場機能高度化型施設		別表6-3

(別表6-1)

### 食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」第27条の規定により、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産製造提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等製造業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

#### 1 連携する環境負荷低減事業活動等を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称または氏名：
- ② 資本の額または出資の総額： ( 年 月 日時点)
- ③ 従業員数または組合員数： ( 年 月 日時点)
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

#### 2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格または その決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取 引 量 (kg、%)			取 引 額 (千円、%)			その他
	実績( 年度)	計画(5年後)	伸び率	実績( 年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品または当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

### 3 安定的な取引関係の確立のために行う農林漁業投資

実施者	年度	農林漁業投資の内容	整備する施設等の規模・能力等 (㎡等)	事業費 (千円)	別表2の番号
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	

注1 安定的な取引関係を確立する農林漁業者が、別表2に記載した設備等への投資を行う場合は、その内容を記載すること。

2 「農林漁業投資の内容」の欄は、安定的な取引関係を確立する農林漁業者が実施する、農林漁業用生産施設（種苗施設、農林漁業用生産機械、農林水産物貯蔵施設等）の整備、農林漁業用共同利用生産施設（堆厩肥舎、農林水産物集出荷施設、農林水産物調製処理加工施設、農林水産物輸送機器等）の整備、農地所有適格法人への出資、農林漁業関連法人への共同出資または農林漁業者等による食品の製造・加工事業用資産（食品製造・加工施設、営業権等）の取得を記載すること。

3 「農林漁業投資の内容」の欄に農地所有適格法人への出資または農林漁業関連法人への共同出資を記載した場合は、「整備する施設等の規模・能力等」の欄には、出資割合、出資の手段（現物出資の場合は、その内容）等を記載すること。

(別表6-2)

### 食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」第27条の規定により、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（食品等生産販売提携型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う食品等販売業者等と農林漁業者等との安定的な取引関係の確立について記載すること。

#### 1 連携する環境負荷低減事業活動等を実施する農林漁業者の概要

- ① 法人等の名称または氏名：
- ② 資本の額または出資の総額：（年 月 日時点）
- ③ 従業員数または組合員数：（年 月 日時点）
- ④ 業種：
- ⑤ 決算月：

#### 2 安定的な取引関係の内容

品目	取引期間	生産地名	消費地名	取引価格または その決定方法	販売段階の情報の 農林漁業者等への 伝達方法

品目	取引量 (kg、%)			取引額 (千円、%)			その他
	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	実績(年度)	計画(5年後)	伸び率	
計							

注1 環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品または当該農林水産物の安定的な取引関係の内容について記載すること。

2 安定的な取引関係を証する書類（契約書、覚書等）を添付すること。

#### 3 安定的な取引関係の確立のために行う食品等の品質管理を適確かつ効率的に行うための施設整備の内容

食品等の品質管理の取組	施設の種類	施設の内容	別表2の 番号
流通新技術の導入			
取引等の情報システム化			

注1 「施設の種類」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、いずれかの取組に該当する集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設または情報処理施設を記載すること。

2 「流通新技術の導入」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設以外の施設であって、食品等を流通させるための新技術を導入するものを記載すること。

3 「取引等の情報システム化」の欄は、注1の施設のうち、情報処理施設であって、取引、在庫管理等の情報システム化によるものを記載すること。

4 「施設の内容」の欄は、該当する食品等の品質管理の取組に対応した施設の仕様、見込まれる具体的な効果等を記載すること。

(別表6-3)

食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」第27条の規定により、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫による食品流通改善資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分および搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表2の番号
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、1の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 せり売または入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等（㎡、台等）	事業費（千円）	別表2の番号
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	
	別表2に記載			別表2に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、2の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識および技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施 設 等				研 修 会 等			
		施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表2の番号	回数(回)	人員(人)	研修内容等	事業費(千円)
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
	別表2に記載			別表2に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表1に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者または仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営 業 権 等			施 設 等			
		営業権・出資の別	内容等	事業費(千円)	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等(m <sup>2</sup> 等)	事業費(千円)	別表2の番号
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
	別表2に記載						別表2に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者もしくは仲卸業者からの営業権の譲受けまたは他の卸売業者もしくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

(別表7-1)

(別表3)の施設の番号:

農地法第4条第1項の特例措置の申請(法第28条第1項関係)

※特定活動実施計画に限る。

- 注1 農地法の特例措置(農地を農地以外のものにする場合)を必要とする場合に記載すること。
2 別表3に記載した施設ごとに作成すること。

Table with 5 main sections: 1. 農地を転用する者の氏名等, 2. 施設の種類, 3. 土地の利用状況等, 4. 転用の時期, 5. 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要, 7. その他参考となるべき事項

- 注1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 記載に当たっては、その他の記載事項および添付書類と整合性を図ること。
3 農地を転用する者または耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称および代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。
4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作または一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑またはその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書および定款またはこれに代わる書面(その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者および関係措置実施者である場合にあっては、定款またはこれに代わる書面を除く。)
(2) 土地の位置を示す地図および当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設およびこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
(4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力および信用があることを証する書面(別表1の1と整合性を図ること。)
(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)
(7) その他参考となるべき書類

(別表7-2)

(別表3)の施設の番号:

農地法第5条第1項の特例措置の申請(法第28条第2項関係)

※特定活動実施計画に限る。

注1 農地法の特例措置(農地または採草放牧地を農地または採草放牧地以外のものにするためにこれらの土地について所有権または使用および収益を目的とする権利を取得する場合)を必要とする場合に記載すること。

2 別表3に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名 および住所	当事者の別	氏名	住所	職業	
	譲受人				
	譲渡人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の 氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合 権利の種類および 内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、ま たは移転しようとす る契約の内容	権利の種類	権利の設定 ・移転の別	権利の設定 ・移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高	
	計	筆	m <sup>2</sup>	(田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> )	
6 転用の時期	工事計画	着工年月日から年月日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m <sup>2</sup>
	建築物			m <sup>2</sup>	
	小計				
	工作物				
	小計				
計					
7 転用することによ って生ずる付近の 農地または採草放 牧地、作物等の被 害の防除施設の概 要					
8 その他参考とな るべき事項					

- 注1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 記載に当たっては、その他の記載事項および添付書類と整合性を図ること。  
 3 当事者、土地の所有者または権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称および代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を記載すること。  
 4 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3および5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1および表2により記載することができるものとする。  
 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作または一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑またはその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名または家畜の種類を記載すること。  
 6 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量または家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書および定款またはこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者および関係措置実施者である場合にあっては、定款またはこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図および当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設およびこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力および信用があることを証する書面（別表1と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表7-2の1の欄（当事者の氏名および住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2) 別表7-2の3および5の欄（土地の所有者の氏名等および土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類および内容	権利者の氏名		
計	筆	m <sup>2</sup> (田	m <sup>2</sup> 、畑	m <sup>2</sup> 、採草放牧地		m <sup>2</sup> )

注 本表は、(表1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表8)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請（法第30条関係）

※特定活動実施計画に限る。

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の 補助金等の名称
①			
②			
③			

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。

3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。

4 氏名には、本計画の申請者および関連措置実施者の氏名を記載すること。

(別表9)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

第 号  
年 月 日

福井県知事 様

融資機関 所在地  
名 称  
代表者名

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務に必要な資金の貸付けを受けたいので、福井県林業・木材産業改善資金貸付規則第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 貸付申請金額 円

2 添付書類

林業従事者等、認定中小企業者または促進事業者から提出のあった借入申込書の写し

(別表10)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書  
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

福井県知事 様

年 月 日

住所または主たる  
事務所の所在地

氏名または名称

および代表者氏名

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定による林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、福井県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営または木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

(注) 林業・木材産業改善措置の目標については、その目的の区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械または施設の導入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
立木取得に係るもの		別紙6
上記以外の内容のもの		別紙7

(注) 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額および調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円（ 年 月 日現在）							
区 分	総事業費（注1）			計 （注2）	資金内訳		
					改 善 資 金	そ の 他 の 借 入 金	自 己 資 金
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

- (注) 1 総事業費の区分の欄は、改善措置の取組の具体的な内容（機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等）を記載すること。また、改善措置に係る具体的な内容が複数ある場合は全て記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、年度ごとの総事業費および資金の内訳を記載すること。
- 3 上記2に該当する場合、総事業費の計の各年度の合計欄は、2表の林業・木材産業改善措置の内容に応じて添付する別紙における年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 法律の特例に該当し、償還期間が10年を超えるものまたは据置期間が3年を超えるものとする場合は、当該法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。
- 2 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙 1〔林業経営または木材産業経営の改善を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営または木材産業経営の現状と目標

項目	現 状	目 標
従 業 員 数 (個人の場合、家族従事者数を内書)	人 ( 人)	人 ( 人)
資本金または出資金(法人のみ)	万円	万円
資本整備の状況 (注1)		
生産等の状況 (注2)		
年 間 収 入 (法人の場合、年間売上高)(注3)	万円	万円
年 間 所 得 (法人の場合、年間営業利益)(注3)	万円	万円

(注) 1 資本整備の状況の欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況の欄は、林業または木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入・年間売上高および年間所得・年間営業利益の欄は、林業または木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目(注1)	現状( 年度)(注2)	目標( 年度)(注2)	1との関係(注3)

(注) 1 改善項目の欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標(生産性の向上、生産量の増加、生産および販売コストの削減、品質の向上、販売量の増加、売上高の増加等)を記載すること。

2 現状および目標の欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。

4 1との関係の欄は、本目標と1で記載する年間収入(売上高)または年間所得(営業利益)との関係を記載すること。

別紙2〔林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項目	現状（年度）	目標（年度）
年間従事者数	日	日
保育安全衛生施設		
労働災害防止 (注1)		

(注) 1 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

2 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。

(雇用主（個人を含む。）用)

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数（注1）	人	人
年間延べ雇用量（注1）	人	人
保有安全衛生施設		
労働災害防止（注2）		

(注) 1 従業員および延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働災害防止の欄は、申請時点における災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。

別紙3〔林業労働に従事する者の確保を目的とする場合〕

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数（注1）	人	人
年間延べ雇用量（注1）	人	人
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保（注2）		

（注）1 従業員および延べ雇用量には、家族従事者を含めること。

2 労働従事者の確保の欄は、申請時点における新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば40歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状と改善措置計画終了時点の目標を記載し、年度も記載すること。

3 改善措置を複数年度で行うことを計画している場合は、欄を追加して年度ごとの目標を記載すること。

別紙4〔機械または施設の導入の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

\_\_\_\_\_年度

項 目	現在設置している機械・施設	導入機械・施設
目 的		
機械・施設名等 (注2)		
規格・能力等 (注2)		
導 入 時 期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台 数	台	台
単 価	—	円
所 要 額	—	円
そ の 他 (注3)	処分方法(廃棄・下取・継続使用)	①更新・新規 ②新品・中古( 年製造) ③購入・賃貸

- (注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。また、導入が複数ある場合は、表を追加や加工するなどして、様式を変更すること。
- 2 機械・施設名等および規格・能力等の欄は、内容が分かる写真またはパンフレットを添付する場合は記載を省略できる。
- 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

別紙5〔森林施業の実施に係るものである場合〕

林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

項 目		内 容						年度
目 的								
施業対象森林の概要		別紙のとおり（注2）						
作 業 種	森林の位置	作業種別の事業計画						
		事業開始時期 ～終了時期	齢級	面積	材積	延長	所要額	
間 伐								
	計							
複層伐								
	計							
作業路 の開設 ・改良								
	計							
合 計								

(注) 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別表にすること。

2 施業対象森林の概要は、所在地、現況（樹種別・林種別・齢級別の面積、蓄積）を別紙に記載すること。また、位置を明らかにした図面を添付すること。



別紙7〔その他の取組の場合〕

林業・木材産業改善措置の内容および実施時期

年度	
項 目（注2）	内 容（注2）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修</li> <li>・指導または助言</li> <li>・調査</li> <li>・その他</li> </ul>	
実施時期	年 月 日
所要額	円

（注）1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別

表にすること。

2 該当する項目に○を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

(別表11)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名〕

電話

沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、経営等改善措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

(別表12-1)

経営等改善措置に関する計画

〔経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型  
漁業推進資金および環境対応型養殖業推進資金以外の資〕

1 総括表

申請者	購入(設置)する機器等			購入(設置)費 千円
	種類名称	台(セット数)	単価 円	

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を( )書きで記載すること。

2 設置計画

(1) 資金の種類、機器等の概要

資金種類および機器等の種類 名称	メーカー名称 および 型式名称	施行者名称	機器等の 内容	購入(設置) の予定時 期

(2) 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数
所有者氏 名	進水年月日	
漁業種類		

(注)1 記入に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 資金の種類および機器等の種類名称は、「操船作業省力化機器等設置資金」等の資金の種類および「遠隔操舵装置」、「レーダー」等の機器等の種類名称を記入すること。
- (2) メーカー名称および型式名称は、機器等の種類名称ごとに、メーカー名および型式番号、品名等を記入すること。
- (3) 施行者名称は、機器等の取付けまたは装備等を行う施行者の名称を記入すること。
- (4) 機器等の内容は、機器等の性能および出力、制御する機器等の出力、工事の内容および範囲等を記入すること。

2 次の資料を添付すること。

- (1) 機器等について基準の示してあるものについては、基準を満たしていることがわかるカタログ、取付書または設計図
- (2) 申請者が認定中小企業者および促進事業者以外の場合は、別紙の収支計画および償還計画(乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金および漁具損壊防止機器等購入資金に係る事業計画書については、添付を省略して差し支えない。)

### 3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(別表12-2)

経営等改善措置に関する計画(資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台数	単価 円	

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を( )書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措	
その他	

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ① 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入または設置予定、保有済み、共有	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称および施行者名称	機器等の内容	購入または設置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

整理番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月	～	月
開発・利用の方法					

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イー① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器

種類	名称	購入または設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称および施行者名称	機器等の内容	購入または設置予定時期

イー② 機器等を装備する漁船

整理番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年	間
活魚出荷の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等および認定中小企業者等のそれぞれの取組む内容を記載すること。

(イ)―① 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入または設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称および施行者名称	機器の内容	購入または設置予定時期

(イ)―② 機器等を装備する漁船

整理番号		船名		総トン数	
所有者氏		進水年月日			

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対象魚種		加工料(原料)	年間	t
加工の方法				

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等および認定中小企業者等のそれぞれの取組む内容を記載すること。

(イ) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入または設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称および施行者名称	機器の内容	購入または設置予定時期

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写しならびに別紙の収支計画および償還計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、収支計画および償還計画の添付は不要である。

(別表12-3)

経営等改善措置に関する計画(環境対応型養殖業推進資金用)

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円
	種類名称	台数	単価 円	

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を( )書きで記載すること。

2 実施計画

(1) 漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖漁場	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他の	

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌の状況	
改善後の投餌の状況	

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ 投餌の内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入または設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称 および施工者 名称	機器 等の 内容	購入または設置 予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

イ 薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入または設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称 および施工者 名称	機器 等の 内容	購入または設置 予定時期

(注) 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。

(4) (2)および(3)に関連して必要な機器等

種類	名称	購入または設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入または設置予定のもの		
			メーカー名称 および施工者 名称	機器 等の 内容	購入または設置 予定時期

3 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 認定漁場改善計画または漁場環境適正化管理協定の写しならびに別紙の収支計画および償還計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、収支計画および償還計画の添付は不要である。

(別表12-4)

経営等改善措置に関する計画(新養殖技術導入資金用)

1 総括表

申請者の氏名または名称		購入(設置)費				(A) + (B) + (C) + (D) 千円	
養殖水産動植物の種類							
内      訳	養殖施設の内容	施設名(メーカー名)	数量	単価	金額	購入(設置)時期	
				円	千円(A)	年月日~年月日	
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円(B)	年月日	
	種苗の生産	〇〇費	〇〇費	〇〇費	合計	生産数量	生産時期
		千円	千円	千円	千円(C)		年月~年月
飼料の購入	飼料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		kg	円	千円(D)	年月日		
その他							
養殖技術の内容							
経営の概況		現在					
		今後					

- (注)1 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、申請者欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を( )書きで記載すること。
- 2 申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取組む内容を記載すること。
- 3 養殖技術の内容欄は、新品種養殖技術、沈下式(浮沈式)養殖技術、淡水魚の海水順化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
- 4 経営の概況欄は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方式別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等および年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

## 2 資金計画

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

(注) 別紙の収支計画および償還計画を添付すること。

ただし、申請者が認定中小企業者および促進事業者の場合は、収支計画および償還計画の添付は不要である。

別記様式第5号（法第19条関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者

住 所  
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称および代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- （別紙1）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（別記様式第1号または第2号）
- （別紙2）特例措置の活用に関する事項（別記様式第4号）

別記様式第6号（法第21条第1項関係）

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者

住 所  
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称および代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- （別紙1）特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（別記様式第3号）
- （別紙2）特例措置の活用に関する事項（別記様式第4号）

別記様式第7号（法第21条第6項第2号および第17項関係）

番 号  
年 月 日

市町長 様

福井県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（意見の聴取および協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第17項の規定に基づき、貴殿の意見を求めます。

また、同特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された事項に同法第21条第6項第2号に掲げる事項が含まれているため、同項の規定に基づき、協議します。なお、本協議に対し、同意をしないときまたは同意に条件を付するときは、その理由および条件を回答書に付記ください。

回答については、年 月 日までにお願います。

記

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

- 1 「市町長」には、特定環境負荷低減事業活動実施計画の実施区域を含む関係市町長の氏名を記載すること。
- 2 別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書およびその添付書類の写しを添付すること。
- 3 通知文の下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された事項に、法第21条第6項第2号に掲げる事項が含まれている場合に記載する。

別記様式第8号（法第21条第6項第2号および第17項関係）

番 号  
年 月 日

福井県知事 様

市町長

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（回答）

年 月 日付け第 号で意見の求めがあった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について、下記のとおり回答します。

記

意見の内容

（備考）

特定環境負荷低減事業活動実施計画について意見がある場合には、その内容を記載すること。（認定が適当と認める場合には、その旨を記載すること。）

別記様式第9号（法第19条第5項関係）

番 号  
年 月 日

様

福井県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項の規定に基づき、認定をします。

様

福井県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）第 21 条第 6 項の規定に基づき農林水産大臣、〇〇市町長の同意を得た上で、同条第 5 項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 1 号口に規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、法第 28 条第 1 項の規定により、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可があったものとみなされます。（※1）

記

1 農地を転用する者の住所等

<u>氏名</u>	<u>住所</u>

2 土地の所在等

<u>土地の所在</u>	<u>地番</u>	<u>地目</u>		<u>面積 (㎡)</u>	<u>備考</u>
		<u>登記簿</u>	<u>現況</u>		

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 1 号口に規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用および収益を目的とする権利を取得する場合には、法第 28 条第 2 項の規定により、農地法第 5 条第 1 項の許可があったものとみなされます。(※2)

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し、 または移転しようとする 契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・ 移転の別	

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って法第 21 条第 4 項第 2 号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供する場合には、法第 30 条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に規定する各省各庁の長の承認があったものとみなされます。(※3)

記

補助金等交付財産を活用する者の氏名	補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称	補助金等の名称

(備考)

- 1 下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して、法第 21 条第 6 項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。
- 2 ※1 二重下線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第 4 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、※2 波線部分は、同法第 5 条第 1 項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- 3 ※3 破線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の承認を受けなければならない場合に記載する。
- 4 記については、農地を転用する者、譲受人または補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 5 別添として、本通知に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付する。



# エコファーマー 認定証

氏名

住所

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条および福井県持続性の高い農業生産者の導入に関する指針（平成14年4月策定）に基づき、あなたから提出のあった環境負荷低減事業活動実施計画（エコファーマー実施計画）を認定します。

年 月 日

福井県知事

別記様式第 12 号（法第 21 条第 18 項関係）

番 号  
年 月 日

市町長 様

福井県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る通知

年 月 日付け第 号で意見を聴取したこのことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 18 項の規定に基づき、その旨通知する。

（備考）

別添として、認定通知書の写しを添付する。

様

福井県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福井県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第 14 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第○条第○項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称および代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 4 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 5 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 17 号）を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第 15 号（法第 20 条第 2 項、法第 22 条第 2 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

福井県知事 様

申請者

住 所  
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 条第 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称および代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 2 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 2 項」と記載するものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様

福井県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 条第 項の規定に基づき、年 月 日付け第 号により認定した（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福井県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団もしくは財団である場合、総代を互選した場合または代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福井県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（備考）

通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 3 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 3 項」と記載するものとする。

別記様式第 17 号（法第 46 条第 1 項関係）

環境負荷低減事業活動実施計画等に関する実施状況報告書

年 月 日

福井県知事 様

申請者（代表者）

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画等について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

記

1 年度の環境負荷低減事業活動等の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式） （内容）	資材の使用量等 （現状） （目標）	実施状況（A～C）
	環境負荷低減事業活動等の取組 面積等	（現状） （目標）	

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。  
2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。  
評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた  
C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の環境負荷低減事業活動等の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名または名称：

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称および代表者の氏名を記載すること。  
2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。  
3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況